

石垣島徳洲会病院

通所リハビリテーション事業所

運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人徳洲会が開設する、石垣島徳洲会病院 通所リハビリテーション事業所（以下「事業所」という。）が行う通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション事業（以下「当該事業」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営方針)

- 第2条
- 1 事業所の当該事業従事者等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その個々の有する能力に応じた、リハビリ等の訓練及び自立した日常生活を営むことができるよう、生活全般にわたる機能の訓練維持回復に努める。（リハビリテーションは「心身機能」、「活動」、「参加」などの生活機能の維持・向上を図るものとする）
 - 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称、所在地及び事業の種類は、次のとおりとする。

名 称 石垣島徳洲会病院 通所リハビリテーション事業所

所在地 沖縄県石垣市大浜字南大浜 446-1

事業の種類 通所リハビリテーション事業
介護予防通所リハビリテーション事業

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 医 師 1名以上
医師は、診療及びリハビリ計画書作成にあたる。
- 2 理学療法士または作業療法士 1名以上
理学療法士又または作業療法士は身体、機能評価及び計画作成、訓練の実施にあたる。
- 3 看護職員 1名以上
看護職員は、利用者の体調管理、計画書の作成にあたる。
- 4 介護職員 5名以上
介護職員は、利用者の運動、体操支援、計画の作成にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月・火・水・木・金・土曜日とする。
但し日曜、祝日・及び年末年始（12月31日～1月3日まで）を除く。
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。

- 3 サービス提供時間 午前9時45分～午後4時までとする。
ただし、警報発令中は、原則として休みとする。

(通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの内容・サービス提供の記録・利用定員)

第6条 事業所で行う事業のサービス内容・サービス提供の記録及び利用定員は次のとおりとする。

《サービス内容》

- 1 リハビリマネジメント
 - ・利用者ごとに解決すべき課題を把握しそれに基づく評価を行い、多職種が共同でリハビリテーション実施計画書を作成し、利用者または家族に説明し同意を得て実施する。
- 2 短期集中リハビリテーション (通所リハビリテーションのみ)
 - ・退院や退所後、在宅生活における自立性の向上を図るために集中的なリハビリテーションを実施する必要がある場合、利用者ごとに解決すべき課題を把握しそれに基づく評価を行い、専門職(理学療法士、作業療法士)がリハビリテーション実施計画書を作成し、利用者または家族に説明し同意を得て専門職にて実施する。
- 3 送迎 (移動・移乗動作の介助)
 - ・障害の程度、地理的条件、送迎を必要とする利用者のADLを考慮し、自宅玄関、必要時居室から施設まで指定の時間内に運転手と介助者の原則的に計2名で送迎を行います。
- 4 入浴
 - ・家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスの提供を行う
 - ・要支援者については本人の身体及び生活状況、又は家族の介護状況を勘案し、居宅サービス計画書に準じて提供を行う。
- 5 身体介護
 - ・日常生活動作の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。
- 6 食事
 - ・給食を希望する利用者に対して、必要な食事サービスを提供する。
- 7 生活相談
 - ・利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談や助言をする。
- 8 レクリエーション活動
 - ・利用者に対して集団的に行われるレクリエーションや音楽活動を通して他利用者との交流を促し生活意欲の向上や認知症の予防を図る。

《サービス提供記録》

通所リハビリテーション従事者は、当該事業のサービスを提供した際には、その提供日及び内容、その他必要な記録をサービス提供記録書に記載するものとする。

《利用定員》

40名を定員とする。

(利用料及び支払い方法)

- 第7条 1 当該事業のサービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣の定める基準によるものとする。
- 2 当該事業において食事を提供した場合の自己負担額は420円とする。
ただし、利用者側の都合(早退等)で食事をしなかった場合、食材費が発生

- する場合もあるものとする。
- 3 第1項から第3項までの費用の支払いを受ける場合は、利用者又はその家族に1ヶ月分をまとめて請求書を発行する。

(通常の事業の実施地域)

第8条 事業所で行う事業の実施地域は次のとおりとする。
石垣市

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、当該事業のサービス提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- 1 サービス利用に当たっては、医師の診断や日常生活上の留意事項及び利当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(非常災害対策)

- 第10条
- 1 非常災害に備えて、火災、風水害、地震等に対処する消防計画書等を作成し、防火管理者又は火気管理者を定め、年2回以上の定期の避難・救出訓練等の必要な訓練を行う。
 - 2 サービス提供中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の非難等の置を講じるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

(緊急時における対応方法)

第11条 当該事業の従業者等は、当該サービス提供実施中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(事故発生時の対応)

- 第12条
- 1 事業者は、利用者に対する当該事業の提供により事故が発生し場合には、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならないこととする。
 - 2 利用者に対する当該事業のサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(苦情処理)

第13条 利用者からの苦情に対しては、別に定める「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」に基づいて対処する。

(秘密保持)

- 第14条
- 1 当該事業の従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 2 事業者は当該事業の従事者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるために、当該事業の従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、当該事業の従事者との雇用契約の内容とする。

(虐待防止)

第15条 利用者等の人権擁護・虐待防止のために、必要な措置を講じます。

《高齢者虐待防止に関する取り組み》

- 1 虐待防止に関する責任者を選定します。
- 2 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識の向上や技術の向上に努めます

《権利擁護・その他に関する取り組み》

- 1 必要時には成年後見人制度の利用を支援します
- 2 従業者が支援に当たっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

(その他運営についての留意事項)

- 第16条
- 1 この事業に係わるケース記録、利用者負担金徴収簿、その他必要な帳簿を整備するものとする。また完結後2年間保存するものとする。
 - 2 この規程に定める事項の他、運用に関する重要事項は、事業者と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成20年 7月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成22年12月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成25年 7月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成28年11月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成30年 7月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成31年 4月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和 2年10月1日より施行する。